

5 川 監 公 第 9 号

令和 5 年 1 2 月 8 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

定期（財務）監査・行政監査の結果

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

市民文化局、港湾局、臨海部国際戦略本部、選挙管理委員会事務局及び議会局

3 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行

4 監査の期間

令和5年9月1日から同年11月20日まで

5 監査の方法

対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

（1）財務監査

ア 予算執行事務

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 収入事務

調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。

ウ 支出事務

違法、不当その他不適正な支出はないか。

エ 契約事務

契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

オ 財産管理事務

財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

カ 経営に係る事業管理

経営に係る事業の管理は適正に行われているか。

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。

イ 情報管理に関する事務

情報資産の管理等は適正に行われているか。

ウ その他

その他の事務の執行は適正に行われているか。

7 監査委員の除斥

監査の対象に議会局が含まれていることから、議員のうちから選任された石田康博監査委員及びかわの忠正監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。

8 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

関係法令等に基づき、事務を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 定期（財務）監査

ア 納付金の請求を適正に行うべきもの

計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第3号によると、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。

法律に基づき、納付金の請求を適正に行われたい。

（港湾局川崎港管理センター港湾管理課、同港営課）

イ 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項によると、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して30日以内にその全額、使用許可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額について、使用料を納付させなければならないとされている。

行政財産の使用許可についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に使用料を納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

（市民文化局市民スポーツ室）

ウ 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

地方自治法第231条の3第1項によると、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、督促しなければならないとされ、同条第2項によると、第1項の歳入について規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができるとなっている。

収入事務についてみたところ、督促前に納付があった港湾使用料に対

して、延滞金を徴収していた事例があった。

同条第2項の規定に基づく延滞金の徴収は督促が前提要件となっていることから、督促前に納付があった場合には延滞金を徴収することができない。

法律に基づき、延滞金の徴収を適正に行われたい。

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

エ 消費税に係る事務を適正に行うべきもの

消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項によると、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）には、この法律により、消費税を課するとされている。

令和4年度川崎市コミュニティ施策検証有識者会議における法人に対する謝礼金の支出についてみたところ、事業者が事業として行うものに該当しないとの解釈から不課税取引とみなし、消費税の納税義務がある相手方に、消費税を上乗せせずに支払っていた事例があった。

法人は事業を行う目的をもって設立されたものであることから、その活動は全て事業として行う取引となり、本会議における法人に対する謝礼金の支出は、消費税の課税対象となる。

法律に基づき、消費税に係る事務を適正に行われたい。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

オ 支出事務を適正に行うべきもの

地方自治法第208条第1項によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとするとして、第235条の5によると、出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖するとされている。

また、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第80

条第1項によると、支出命令者は、請求者が正当な債主であること等について調査し、適正と認めたときは、速やかに支出命令書を作成し、手続をとらなければならないとされている。

物品購入に係る事務についてみたところ、令和5年2月に納品され、同月中に支払請求を受けていたものの、失念により、出納閉鎖から3か月を経過した後においても経費を支払っていなかった事例があった。

法律等に基づき、支出事務を適正に行われたい。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 請求書の請求日を筆跡の消せるもので記載していた事例

(市民文化局パラムーブメント推進担当、市民文化振興室、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部キングスカイフロントマネジメントセンター)

b 請求書の請求日を修正テープで訂正していた事例

(市民文化局市民スポーツ室)

(イ) 再委託に係る申請を書面で提出させるべきもの

委託契約約款に定められた書面の提出がないまま、口頭により、再委託を承諾していた事例

(市民文化局コミュニティ推進部区政推進課、市民スポーツ室)

(ウ) 検査確認を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(エ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(市民文化局市民生活部企画課、同多文化共生推進課)

b 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

(市民文化局市民生活部地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、同多文化共生推進課、市民スポーツ室)

c 所在が不明となっていた事例

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

d 備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

e 保管換えの手続を行っていない事例

(市民文化局市民スポーツ室)

(オ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていないことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、市民スポーツ室)

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

監査対象局全ての部署において職員が役務の提供を行っている別表第1に掲げる各種団体を監査対象とし、各種団体から交付される指示書、現金出納簿等の帳簿及び領収書等について、書類審査を中心に監査を行った限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、財務関係法令等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分ではないことから、事故の発生につながるリスクが高い。

市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属

する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した部署を対象とし、文書等の管理状況について、別表第2に掲げる部署の現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

その結果、委託業務又は指定管理業務（以下「委託業務等」という。）の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていなかったこと等の事例が見つかった。

委託先又は指定管理者（以下「委託先等」という。）が委託業務等に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先等において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先等に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。本市も含め各自治体において、委託先等による個人情報の流出事例が依然として発生していることから、委託業務等に関する情報セキュリティ対策を徹底されたい。

(ア) 契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウ

によると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

（市民文化局市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）
（イ）個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、同ウによると、特定個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託し

て処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。

個人情報又は特定個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、委託先等が再委託の申請をしていたにもかかわらず、市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報又は特定個人情報の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

(市民文化局パラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(ウ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(1)オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出させるとされ、セキュリティ基準第2章10(1)イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させ

るために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部協働・連携推進課、同市民活動推進課、市民文化振興室、市民ミュージアム、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務について見たところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与したかが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

(議会局総務部広報・報道担当)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和4年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ「委託」の自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○(対策済み)」とすると、組織として改善すべき点を把握することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(市民文化局パラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部市民活動推進課、市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課、議会局総務部広報・報道担当)

別表第1 各種団体一覧（各種団体の会計業務に関する事務）

No	所管局	部署名	各種団体名
1	市民文化局	地域安全推進課	川崎市交通安全対策協議会
2			川崎市交通安全母の会連合会
3		多文化共生推進課	川崎市ウクライナ避難民支援実行委員会
4		市民スポーツ室	川崎市スポーツ推進委員連絡協議会
5		市民文化振興室	「水曜ナイトライブ in LAZONA」運営委員会
6	臨海部国際戦略本部	キングスカイフロント マネジメントセンター	キングスカイフロントネットワーク協議会
7	選挙管理委員会事務局	選挙課	川崎市明るい選挙推進協議会

別表第2 現地調査対象部署一覧（情報管理に関する事務）

No	局名	部署名
1	市民文化局	庶務課
2		地域安全推進課
3		戸籍住民サービス課
4		マイナンバーカードセンター
5		多文化共生推進課
6		市民活動推進課
7		人権・男女共同参画室
8		平和館
9		市民スポーツ室
10		市民文化振興室
11		市民ミュージアム
12	港湾局	庶務課
13		経営企画課
14		港湾管理課
15		港営課
16	臨海部国際戦略本部	戦略拠点推進室
17		キングスカイフロントマネジメントセンター
18	選挙管理委員会事務局	選挙課
19	議会局	庶務課
20		議事課
21		政策調査課